

ロシア、カザフスタン、ベラルーシの経済統合 —関税同盟条約を中心に—

海外立法情報課 小泉 悠

【目次】

はじめに

I ソ連崩壊後の経済統合構想

- 1 自由貿易地域創設協定
- 2 関税同盟の創設と課税原則をめぐる議論
- 3 ユーラシア経済共同体（EAEC）への発展

II 関税同盟

- 1 関税同盟の成立プロセス
- 2 関税同盟の概要

おわりに

翻訳：統一関税圏の設置及び関税同盟の設立に関する
条約

はじめに

ソ連崩壊後、ロシアは旧ソ連構成国との経済統合を再度進めようとした。しかし、グルジアやウクライナが親西側路線を強めたり、関税の課税原則に関して CIS（独立国家共同体）諸国内で意見の相違が生まれるなどした結果、CIS 全体に及ぶ経済統合の試みは頓挫した。

その一方で浮上してきたのが、一部の諸国のみを対象とする経済統合構想である。1990 年代以降、ロシアは、ベラルーシ、カザフスタン、キルギスタン、タジキスタンとそれぞれ二

国間自由貿易協定を締結し、2000 年ごろまでには一部の品目を除く自由貿易地域を形成していた。さらにロシアはベラルーシ及びカザフスタンとともに関税同盟を結成し、共通関税政策を実施しようとしたが、効果的な政策は打ち出せず、形骸化が指摘されていた。しかし、2001 年にはユーラシア経済共同体（EAEC）が発足し、さらにこの枠内で「共通経済空間（EEP）」構想が打ち出されるなど、2000 年代に入ってから経済統合に向けた動きは再び活発化はじめた。さらに 2007 年には 3 か国間で新たな「関税同盟条約」が締結され、2010 年から実際の運用が開始されたほか、2012 年以降には共通経済空間も本格始動する予定である。

本稿では、ソ連崩壊後の経済統合をめぐる動きをまとめた後、関税同盟の概要を紹介し、末尾に関税同盟条約の翻訳を付す。

I ソ連崩壊後の経済統合構想

1 自由貿易地域創設協定

ソ連崩壊後の 1994 年 4 月、独立国家共同体（CIS）の全 12 か国⁽¹⁾の間で「CIS 自由貿易地域創設協定」⁽²⁾（以下「自由貿易地域創設協定」）が締結された。1993 年 9 月に締結された「経済同盟創設条約」⁽³⁾では、CIS 諸国との間の経済

(1) ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、カザフスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、タジキスタン、キルギスタン、グルジア、アルメニア、アゼルバイジャン、モルドバ。その後、ウクライナ、トルクメニスタン、モルドバは加盟国としての義務がない準加盟扱いに後退し、2008 年のグルジア戦争後にはグルジアが正式に脱退した。このため、現在の正式加盟国は 8 か国である。

(2) *Соглашение о создании свободной торговли*, 1994.4.15. <<http://www.zaki.ru/pagesnew.php?id=1140>>
(以下、インターネット情報は 2011 年 10 月 7 日現在である)

(3) *Договор о создании экономического союза*, 1993.9.24. <<http://base.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?req=doc;base=LAW;n=5465>>

的統合を三段階で深化させていくことが規定されていたが⁽⁴⁾、自由貿易地域創設協定はその第一段階と位置付けられる。

しかし、自由貿易地域創設協定に調印した12か国のうち、実際に同協定を批准したのは1999年の時点でアゼルバイジャン、カザフスタン、キルギスタン、モルドバ、タジキスタン、ウズベキスタンの6か国に過ぎず、ロシアを含む残り6か国は批准を拒否していた。その主な理由として、自由貿易地域創設協定の掲げていた課税原則が挙げられる。通常の国家間貿易では、仕向地主義（商品を輸入する側の政府が課税する）に基づいて関税の課税が行われるが、旧ソ連諸国間では、ソ連時代の国内流通の名残で原産地主義（輸出する側の政府が課税する）を採用する場合が多かった。しかし、これでは輸入国（仕向地国）の支払った関税が輸出国（原産地国）の税収になってしまふことから、不公平であるとの声が強まったため、自由貿易地域創設協定では、国際的な慣例に合わせて仕向地主義が採用された。これに対してロシアは税収減への懸念等から新たな課税原則への移行を拒否したが⁽⁵⁾、ウクライナなど一部の国々が一方的に仕向地主義へと移行したことで、課税原則が統一できないまま、自由貿易地域構想も形骸化してしまった。

2 関税同盟の創設と課税原則をめぐる議論

一方、ロシアは、1995年ごろから、CISすべての諸国を包摂した自由貿易地域ではなく、より限られた国々から成る自由貿易地域を志向するようになった。その最初の動きが、1995年1月にベラルーシ及びカザフスタンと共同で設立した関税同盟である。加盟国の域内では関税を廃止して自由貿易を行う一方、対外的には関税率を統一して一つの経済圏を形成するという構想である。さらに1996年と1999年にはキルギスタンとタジキスタンも加盟したことで、関税同盟は5か国体制となった⁽⁶⁾。

しかし、課税原則を巡る意見の対立は依然として大きかった。キルギスタン、カザフスタン、タジキスタンが仕向地主義への移行を主張して自由貿易地域創設協定も批准済みであったのに対し、ロシアとベラルーシは依然として仕向地主義には反対の姿勢をとっていた。このため、関税同盟として不可欠な対外関税率の統一が行えず、実質的には機能不全の状態が続くことになった。また、CISのうち関税同盟に加盟していない諸国からも、仕向地主義を採用するようロシアに求める声は強まっていた。

こうした中でロシアは、①石油及び天然ガスについては原産地主義を維持すること、②「連合国家創設条約」⁽⁷⁾を結んでいるベラルーシについては国内扱いとし、全面的に原産地主義を

(4) 具体的には、自由貿易地域の創設（第1段階）、関税同盟の創設（第2段階）、共同市場の創設（第3段階）が目標とされている。

(5) ①仕向地主義課税原則では、ロシアのエネルギー・鉱物資源から生じる付加価値税が他国の税収になってしまふ、②ロシアのエネルギーは、CIS諸国向けには国際市場と比べてかなり低い価格で提供されており、さらに、代金が滞るという問題さえ生じている、の2点が主なロシア側の反対理由であった。田畠伸一郎・末澤恵美編『CIS：旧ソ連空間の再構成』国際書院、2004, pp.60-61。

(6) *Соглашение о Таможенном союзе*. http://www.tsouz.ru/Docs/IntAgrmnts/Pages/Dogovor_20011995.aspx

(7) ロシアとベラルーシの「連合国家創設条約」は1999年に結ばれた。両国の大統領、首相、議会議長などから成る最高国家評議会のほか、連邦院、代表者院、閣僚会議が設置されており、国家主権は保持したまま、政治、経済、安全保障上の統一を目指す。しかし、プーチン政権は連合国家の枠組みでベラルーシをロシアに吸収合併する姿勢を示したことにベラルーシ側が強く反発して以来、連合国家の建設に向けた動きは停滞している。「連合国家創設条約」の原文は次のとおりである。Договор о создании Союзного Государства, 1999.12.8.

<http://www.soyuz.by/ru/?guid=10447>

適用すること、③鉱物資源は自由貿易の例外とすること、の3つを条件とし、その他の貿易に関しては仕向地主義に移行するという方針を打ち出した。この方針は多くの CIS 諸国に受け入れられ、2000 年から 2001 年の間にロシアは大部分の CIS 諸国と 2 国間条約を結び、課税原則に関する問題を解決することに成功した。これにより、本格的な経済統合への下地が整うことになった。

3 ユーラシア経済共同体 (EAEC) への発展

1999 年 2 月、関税同盟の加盟 5 か国は「関税同盟及び共通経済空間に関する条約」⁽⁸⁾に調印し、1995 年の関税同盟では実現できなかつた共通関税の形成や、労働力及び資本の自由移動による共同市場の実現を目指すことで合意した。さらに 2000 年 10 月、この目的を実現するための具体的な取組みとして「ユーラシア経済共同体 (EAEC) 条約」⁽⁹⁾が調印され、同共同体は、翌 2001 年 5 月に正式に発足した。正式メンバーは関税同盟の 5 か国であるが、これに加えてアルメニア、モルドバ、ウクライナがオブザーバーとして参加している。また、ウズベキスタンは 2006 年に一度加盟したものの、2008 年に一時脱退を通告し、現在まで復帰していない。

2003 年には、「共通経済空間 (EEP)」の設立に向けた動きが始まった。これは、EAEC に加盟するロシア、カザフスタン、ベラルーシの 3 か国とウクライナとを合わせた 4 か国で経済統合を深化させることを目的とした計画である。EAEC によれば、EEP 設立の主な目的は次のとおりとされている⁽¹⁰⁾。

- ・商品、サービス、資本、労働力の効率的な共通市場を実現すること。
- ・加盟国国民の生活水準向上のため、経済構造の改革によって、安定成長の可能な環境を作ること。
- ・税、金融・信用、通貨・財政、商取引、関税に関する政策を一致して実施すること。
- ・統一的な輸送、エネルギー、情報システムを発展させること。
- ・経済、産業、科学技術の協力において、優先的な開発分野への政府援助の実施に関する統一的な制度を設けること。

しかし、翌 2004 年のウクライナ大統領選でロシアが支援していたヤヌコヴィッチ候補が落選し、親欧米派のユーシェンコ政権が成立したことにより、ウクライナは EEP 構想から距離を置くようになった。このため、現在の EEP はロシア、カザフスタン、ベラルーシの 3 か国間プロジェクトとして継続されており、2010 年 12 月には正式に EEP の発足宣言が行われた（後述）。

II 関税同盟

1 関税同盟の成立プロセス

ロシア、ベラルーシ、カザフスタンの 3 か国は 2007 年 10 月、EAEC および EEP で掲げられた経済統合の目標を達成するため、新たな関税同盟の設立条約⁽¹¹⁾に調印した。この 3 か国内では 2 国間条約によって一部の商品を除いてほ

(8) *Договор о Таможенном союзе и Едином экономическом пространстве*, 1999.2.26. <<http://base.garant.ru/12118938/>>

(9) *Договор об учреждении Евразийского экономического сообщества*, 2001.10.10. <<http://www.evrazes.com/docs/view/3>> なお、EAEC については EarAsEC と表記する方法もある。ロシアでの表記は ЕврАЗЭС。

(10) *Единое экономическое пространство ЕврАЗЭС* <<http://www.evrazes.com/customunion/eepr>>

(11) *Договор о создании единой таможенной территории и формировании таможенного союза*, 2007.10.6. <http://www.tsouz.ru/Docs/IntAgrmnts/Pages/D_sozdETTiformTS.aspx>

ば貿易の自由化が達成できており、次のステップである関税同盟の設立が比較的容易であると考えられたためである。ただし、I-3で述べたように、貿易が自由化されたとは言ってもロシアの主力輸出品である石油や天然ガス、鉱物資源については例外とされており、これが後にベラルーシとの紛争を招く結果となった。なお、本条約はロシアで2008年10月27日、ベラルーシで2008年7月9日、カザフスタンで2008年6月24日に批准され、2010年1月1日に発効した。

同盟の設立には、準備段階を含む3つの段階が設定されていた。2009年12月31日までの期間は準備段階で、各国内で関税同盟条約の批准や関連組織の立上げをはじめとする基盤づくりを進める。2010年1月1日から同年6月30日までは第1段階で、3か国共通の関税率(後述)を導入し、関税同盟の実際の運用を開始する。第2段階は2010年7月1日から2011年6月30日までとされ、税関行政や通関業務全般について加盟国共通の規則を定めた条約である「関税同盟法典」⁽¹²⁾の施行などを中心に関税同盟の運用をさらに本格化させることが予定されていた⁽¹³⁾。

実際の展開を見てみると、第1段階まではほぼ予定どおりの経過をたどったが、第2段階に關しては、ベラルーシが不満を表明したことで一時は実現が危ぶまれることとなった。第2段階では「関税同盟法典」の施行によって税関行政や通関業務全般の統一が予定されていたが、

同法典では依然としてロシアの石油・ガス製品が例外扱いとされ、原産地主義で関税が課税されることになっていたためである。ベラルーシの輸出収入のおよそ4割はロシア産原油を精製して製造した石油製品の売上であるため、ベラルーシとしては原油の輸入価格を低く抑えることは死活問題であった。このため、以前からロシアとベラルーシの間では原油価格をめぐる紛争が持ち上がっていたが、①ベラルーシの国内で消費される630万トン分の原油に関しては関税を免除する、②域外に再輸出される分(約1550万トン)に関しては税率100%で関税をかける、との提案がロシア側から出され、ベラルーシも一度は同意していた⁽¹⁴⁾。

だが、関税同盟の設立プロセス第2段階が完了する直前、ベラルーシのルカシェンコ大統領は態度を翻し、輸出分も含めて石油・ガス製品の関税を完全に撤廃しなければ「関税法典」には署名しないと主張し始めた。これに対してロシアのプーチン首相は、ベラルーシ抜きででも関税同盟を推進するとして、2010年7月1日にカザフスタンとの間で「関税法典」に署名した。最終的にはベラルーシ側が主張を取り下げ、輸出分に関してはロシアに関税を支払うことで合意したため、7月6日にはベラルーシとの間でも「関税法典」への署名が行われた。

2 関税同盟の概要

関税同盟は首脳級の「政府間会議」を最高意思決定機関とし、その下に常設の協議機関とし

(12) 実質的には国家間条約であるが、ロシア語の“таможенный кодекс”に従って「法典」と訳される場合が多い。

Таможенный кодекс Таможенного Союза, 2010.4.16. <<http://www.tsouz.ru/Docs/Kodeks3/Pages/default.aspx>>

(13) 2009年の関税同盟委員会決定第23号による。Решение Комиссии Таможенного союза N23 “Об основных этапах формирования единой таможенной территории таможенного союза” 2009.5.18. <<http://base.garant.ru/2570216/#1001>>

(14) 金野雄五『関税同盟と天然ガスの展望』JOGMEC, 2010.7.20, p.11. <http://oilgas-info.jogmec.go.jp/pdf/3/3631/1007_out_j_Belarus.pdf> 当初、ベラルーシとロシアの間では、石油精製品の売り上げによる輸出収入の85%をロシア側に還元すると定められていたが、ベラルーシが2001年からこの義務を一方的に停止したため紛争になっていた。

て「関税同盟委員会（KTS）」が設置されている⁽¹⁵⁾。KTSでの意思決定は3か国の合議制とされているが、ロシア代表が57票分の議決権を持つのに対し、カザフスタンとベラルーシの代表はそれぞれ21.5票ずつの議決権しか与えられておらず、ロシアの発言権が強い。現在のKTS委員長はロシアのシュヴァロフ第一副首相で、ベラルーシからはセルゲイ・ルーマス副首相、カザフスタンからはウミルザク・シュケーエフ第一副首相が委員として参加している。

関税同盟の主要な機能の一つは、非加盟国に対する関税を加盟国間で統一することである。このため、2010年から「対外経済活動に関する統一商品分類表（TN VED TS）」が導入され、これによって加盟3か国の統一関税率（ETT）が定められた。TN VED TSは全商品を21部門、97グループに分類しており、それぞれの商品に対する関税率を定めている⁽¹⁶⁾。この関税率はおおむねロシアの関税率体系を参考に作成されたと考えられ、平均税率は10～11%程度と推測されている⁽¹⁷⁾。

共通関税の導入によって最も大きな影響を受けるのがカザフスタンである。これまで同国の平均関税率はおよそ6%と低く抑えられてきたため、共通関税が導入されると平均関税率は倍

近くまで上昇し、45%の品目で関税率が上がることになる（逆に関税率が下がるのは全体の10%程度）。ベラルーシでも18%の品目で関税が上がるのに対し、低下は7%に留まる。一方、ロシアでは、関税率の上昇は全体の4%の品目に留まり、逆に14%の品目で関税が下がるため、メリットが大きい。以上のような不均衡を緩和するため、カザフスタンに対しては、いくつかの品目を対象に移行期間が設けられている。全11,000品目中、約400品目に関して、最大で2014年まで共通関税の適用が猶予される⁽¹⁸⁾。

また、関税の徴収に関しても統一的な手順が定められた。関税同盟が発足すると加盟国間での税関業務が原則的に撤廃されることから、ある加盟国を仕向地とする商品が他の加盟国を経由して輸入された場合、関税が仕向地国ではなく経由国で徴収されてしまうことになるためである。そこで関税同盟では、各加盟国で徴収された関税の総額を合計し、あらかじめ決められた比率に応じて各国に再分配するという方式が採用された。比率は、ロシアが87.97%、ベラルーシが4.7%、カザフスタンが7.33%とされている⁽¹⁹⁾。ただし、2011年に入ってから、ベラルーシへの分配比率を5.3%、カザフスタンへの分

(15) 関税同盟の設立と同時に関税同盟委員会の設立に関する条約も調印されている。Договор о Комиссии таможенного союза, 2007.10.6. <<http://base.garant.ru/2567281/>>

(16) TN VED TSで定められた具体的な品目と関税率については、以下を参照。Единый таможенный тариф Таможенного союза Республики Беларусь, Республики Казахстан и Российской Федерации, <<http://www.tsouz.ru/db/ettr/tnved/Pages/default.aspx>>

(17) 金野雄五「ロシア・ベラルーシ・カザフスタンの関税同盟」『ロシアNIS調査月報』55巻6号, 2010.6, p.17. なお、平均関税率が推測値でしか把握できないのは、TN VEDS TSに記載された項目が非常に多岐にわたるためであると金野は説明している。

(18) 具体的には、医薬品、プラスチック、木材、機械、自動車など。詳細は以下の文書を参照。Решение № 130, “О едином таможенно-тарифном регулировании таможенного союза Республики Беларусь, Республики Казахстан и Российской Федерации,” 2009.11.27. <http://www.tsouz.ru/KTS/meeting11/Pages/kts11_130.aspx>

(19) Решение № 199, “О механизме зачисления и распределения ввозных таможенных пошлин (иных пошлин, налога в и сборов, имеющих эквивалентное действие),” 2010.3.25. <<http://base.garant.ru/2569261/>>

なお、ロシア連邦税務庁長官によれば、この再分配制度によって、これまでベラルーシとカザフスタンで徴収されていた関税のうち220億ルーブル程度がロシアに分配されるようになる見込みである。“Таможня несет добро,” *Российская газета*, 2011.6.23. (「関税にGO」『ロシア新聞』)

配比率を 8.5% まで引き上げるべきだとの意見も見られるようになつた²⁰。

さらに、2010 年 7 月 1 日、ロシアとカザフスタンの間で税関業務や衛生検査を含むすべての検査手続きが撤廃され、ベラルーシとの間でも 1 年後の 2011 年 7 月 1 日に税関業務が廃止されたことで、関税同盟内での自由貿易体制が大きく前進することになった。

また、2011 年 7 月 1 日には、ロシア、ベラルーシ、カザフスタンの間で共通の「関税法典」が施行された。「関税法典」は全 8 部、48 章、368 条から成り、税関行政や通関業務全般について定めている。構成は次のとおりである。

第 1 部 総則

第 2 部 税の支払

第 3 部 税関業務

第 4 部 税関及び対外経済活動に従事する事業者並びに税関業務に関する個人の関係

第 5 部 関税を申告する前の税関業務について

第 6 部 税関手続

第 7 部 個別の商品が関税同盟の内外にわたつて移動する場合に関する特別規定及びその場合における税関業務について

第 8 部 雜則

ただし、前述のように、関税法典ではベラルーシに対する石油及びガスの輸出関税は撤廃され

ていない。

おわりに

以上のように、関税同盟の本格運用は 2010 年から始まり、2011 年 7 月に税関業務が撤廃されたことと、関税法典が施行されたことを以て制度面の整備はほぼ完了した。したがって、EAEC で想定されていた 3 段階の経済統合のうち、準備段階及び第 1 段階までは、ロシア、ベラルーシ、カザフスタンの 3 か国では達成されたことになる。さらに 2011 年 10 月、ロシアのサンクトペテルブルグで開かれた EAEC 加盟国首脳会議において、キルギスタンの関税同盟への加入を認める決議が採択された。加盟に向けた具体的な手順はまだ決定されていないため、実際にキルギスタンが加盟できるのは早くても 2012 年第 2 四半期以降になると見られているが、これによって関税同盟は近い将来に 4 か国体制になることが見込まれる²¹。

一方、第 2 段階は EEP でうたわれている共通市場の実現である。2010 年 12 月 9 日、3 か国の首脳はモスクワで非公式会談を開き、EEP の設立宣言²²とともに次の 13 の合意を結んだ。

- ・マクロ経済政策の協調に関する合意²³
- ・資本の自由移動に向けた金融市場環境の整備に関する合意²⁴
- ・統一経済空間加盟国政府による通貨政策の協

(20) “Механизм распределения ввозных пошлин в рамках ТС нужно менять - глава ФТС России,” *Profinance.kz*, 2011.6.22. (「関税同盟の枠内における徴収税額の配分メカニズムを見なおす ロシア税務長官」『プロフィナンス』)

(21) “Таможенный квартет,” *Ведомости*, 2011.10.20. (「関税カルテット」『ヴェドモスチ』)

(22) *Декларация о формировании Единого экономического пространства Республики Беларусь, Республики Казахстан и Российской Федерации*, 2010.12.9. <http://news.kremlin.ru/ref_notes/802>

(23) *Соглашение о согласованной макроэкономической политике*, 2010.12.9. <http://www.economy.gov.ru/minec/activity/sections/formuep/unipolicy/doc20101108_010#>

(24) *Соглашение о создании условий на финансовых рынках для обеспечения свободного движения капитала в государствах-участниках Единого экономического пространства*, 2010.12.9. <http://www.economy.gov.ru/wps/wcm/connect/economylib4/mer/activity/sections/formuep/capmove/doc20101021_016>

調原則に関する合意⁽²⁵⁾

- ・政府（公共機関）による調達に関する合意⁽²⁶⁾
- ・統一経済空間加盟国におけるサービス及び投資の取引に関する合意⁽²⁷⁾
- ・農業に対する政府補助についての統一規則に関する合意⁽²⁸⁾
- ・産業補助金の支出についての統一規則に関する合意⁽²⁹⁾
- ・競争についての統一規則及び原則に関する合意⁽³⁰⁾
- ・知的財産権の保護及び防衛原則についての統一原則に関する合意⁽³¹⁾
- ・ベラルーシ、カザフスタン、ロシアの石油及び石油商品の共通市場の組織、方向性、役割、開発の手順に関する合意⁽³²⁾
- ・ガス輸送システム分野における自然独占企業に

- によるサービスの提供を受ける手順についての合意（基本的な価格決定と関税制度を含む）⁽³³⁾
- ・鉄道輸送の利用についての規制に関する合意（基本的な関税制度を含む）⁽³⁴⁾
- ・電力分野における自然独占企業のサービスの提供の保障に関する合意（基本的な価格決定と関税制度を含む）⁽³⁵⁾

EEP 設立宣言によれば、上記の各文書はいずれも 2012 年 1 月 1 日までに各国内での批准手続を済ませ、施行されることになっている。また、2014 年までに 16 の分野に関して更なる経済統合に関する合意が締結される予定であり、2011 年 4 月には具体的なスケジュールも公表された⁽³⁶⁾。

一方、ロシアに天然ガス価格の引下げを要求

(25) *Соглашение о согласованных принципах валютной политики в государствах-участниках Единого экономического пространства*, 2010.12.9. <http://www.economy.gov.ru/minec/activity/sections/formuep/carpmove/doc20101021_019>

(26) *Соглашение о государственных (муниципальных) закупках*, 2010.12.9. <http://www.economy.gov.ru/minec/activity/sections/formuep/unipolicy/doc20101108_08>

(27) *Соглашение о торговле услугами и инвестициях в государствах-членах Единого экономического пространства*, 2010.12.9. <http://www.economy.gov.ru/minec/activity/sections/formuep/unipolicy/doc20101021_08>

(28) *Соглашение о единых правилах государственной поддержки сельского хозяйства*, 2010.12.9. <http://www.economy.gov.ru/minec/activity/sections/formuep/unipolicy/doc20101021_010>

(29) *Соглашение о единых правилах предоставления промышленных субсидий*, 2010.12.9. <http://www.economy.gov.ru/wps/wcm/connect/economylib4/mer/activity/sections/formuep/unipolicy/doc20101108_015>

(30) *Соглашение о единых принципах и правилах конкуренции*, 2010.12.9. <http://www.economy.gov.ru/minec/activity/sections/formuep/unipolicy/doc20101108_09>

(31) *Соглашение о единых принципах регулирования в сфере охраны и защиты прав интеллектуальной собственности*, 2010.12.9. <http://www.economy.gov.ru/minec/activity/sections/formuep/unipolicy/doc20101108_016>

(32) *Соглашение о порядке организации, управления, функционирования и развития общих рынков нефти и нефтепродуктов Республики Беларусь, Республики Казахстан и Российской Федерации*, 2010.12.9. <http://www.economy.gov.ru/minec/activity/sections/formuep/agreement/doc20110404_07>

(33) *Соглашение о правилах доступа к услугам субъектов естественных монополий в сфере транспортировки газа по газотранспортным системам, включая основы ценообразования и тарифной политики*, 2010.12.9. <http://www.economy.gov.ru/minec/activity/sections/formuep/agreement/doc20110404_08>

(34) *Соглашение о регулировании доступа к услугам железнодорожного транспорта, включая основы тарифной политики*, 2010.12.9. <http://www.economy.gov.ru/minec/activity/sections/formuep/agreement/doc20110404_09>

(35) *Соглашение об обеспечении доступа к услугам естественных монополий в сфере электроэнергетики, включая основы ценообразования и тарифной политики*, 2010.12.9. <http://www.economy.gov.ru/minec/activity/sections/formuep/agreement/doc20110404_010>

(36) *Календарный план разработки документов в целях реализации Соглашений, формирующих ЕЭП*, 2011.4.7. <http://www.tsouz.ru/KTS/KTS26/Documents/P_599.pdf>

するウクライナに対し、ロシアは関税同盟への加盟を交換条件として提示しているが、ウクライナのヤヌコヴィッチ大統領はこれを拒否する姿勢を示している。また、ロシアはEEPへの加盟もウクライナに呼び掛けているが、ウクライナ側は応じる姿勢を見せていない。

しかし、2011年10月18日にはウクライナを含むCISの8カ国が自由貿易圏創設条約に

調印した³⁷⁾。同条約の詳細は公表されておらず、早期に実現するかどうかについても明らかではないが、旧ソ連諸国内におけるさらなる経済統合に向けた動きとして注目される。また、ロシアのプーチン首相は、旧ソ連諸国との経済統合を今後とも進め、最終的には通貨の統合や移民制限の撤廃にまで踏み込んだ「ユーラシア同盟」へ発展させるとの意向を示している³⁸⁾。

(こいづみ ゆう)

(37) 同条約は加盟国間で関税を撤廃するFTA（自由貿易圏）の創設に関するものであり、対外的な関税の統一を目指す関税同盟や共同市場を目指すEEPとは異なる。なお、同条約に調印した国は、アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギスタン、モルドバ、ロシア、タジキスタン、ウクライナの8か国。一方、ウズベキスタン、トルクメニスタン、アゼルバイジャンの3か国は調印していない。

(38) プーチン首相は、早ければ2015年にも「ユーラシア同盟」を実現させたいと述べている。“Путин: Евразийский союз может быть создан не раньше 2015 года,” *Прайм*, 2011.10.20. (「ユーラシア同盟は2015年以降になるープーチン」『プライム』)

統一関税圏の設置及び関税同盟の設立に関する条約

Договор о создании единой таможенной территории и формировании
Таможенного союза

海外立法情報課 小泉 悠訳

2000年10月10日にユーラシア経済共同体の設立に関する条約を締結した、ベラルーシ共和国、カザフスタン共和国及びロシア連邦（以下「当事国」という。）は、関税同盟に加入する3か国の相互の通商における商品の自由な移動、通商のための適切な環境及び各加盟国の経済的統合の推進を保証することを目的として以下のとおり合意した。

第1条

この条約において、次に掲げる概念の意味はそれぞれ次に定めるとおりである。

「統一関税圏」とは、各加盟国の関税権が及ぶ範囲から成る領域をいう。

「統一関税率」とは、第三国から統一関税圏に輸入される商品に対する「対外経済活動に関する統一商品分類表」に従って分類された関税率の総覧をいう。

「関税同盟」とは、統一関税圏で規定されている諸国の商業的・経済的統合の形態をいう。

この枠内においては、統一関税圏で生産された商品又はこの関税圏内では製造が行われていない第三国製の商品の商取引には、関税や経済的な制限は適用されない。ただし、特別保護措置及び反不当廉売措置並びに制裁措置に関しては例外とする。これに関して、各加盟国は統一関税や第三国からの輸入商品による商取引を規制する手段を実施する。

「第三国」とは、本条約の加盟国でない国をいう。

第2条

各加盟国の関税圏の統一関税圏への統合及び関税同盟の結成の決定は、次の措置が完了した後に行われる。

- ・統一関税率及び第三国との対外商取引について規定するその他の統一措置を策定し、実施すること。
- ・第三国との統一的な商取引の方式を策定し、実施すること。
- ・ある同一の活動に対する商取引上の関税、その他の関税、税及び課金を徴収し又は配分したりするための制度を設置し、実施すること。
- ・各加盟国の商取引の実施を規定する規則を策定し、実施すること。
- ・商取引への課税額を規定する規則を策定し、実施すること。
- ・対外商取引及び加盟国相互の商取引に対する統一的な統計的手法を策定し、実施すること。
- ・商取引の申告、税の支払及び統一税制を含む統一的な税の調整制度を設立し、実施すること。
- ・この条約に定められた各加盟国の権限の範囲内で活動する関税同盟を設立し、機能させること。

第3条

統一関税圏が設立された時から、加盟国相互の商取引に対する関税、数量制限及びこれに相当する措置は停止される。

この条におけるいかなる規定も、各加盟国による特別保護措置及び反不当廉売並びに制裁措置の実施を妨げるものではない。社会道徳の保

護並びに人間、生物及び植物の生命又は健康、自然環境の保全並びに文化的価値の保護を目的とする輸出入の禁止又は制限についても同様とする。この場合において、当該禁止及び制限が不当な差別又は商取引に対する制限の潜在的手段となってはならない。

第4条

加盟国相互間の商取引を実施する際の関税及び商品の輸出入に関して課される税、当該関税及び税の徴収方法、規則及び行政手続であって、この条約に定める方式より好条件のものが、統一関税圏が設立される前に各加盟国間の二国間国際条約に規定されている場合には、その条約の規定を適用する。

第5条

統一関税圏が設立された時から、加盟国の中1か国が任意の第三国と締結した国際条約に基づいて関税及び商品の輸出入に課される税、当該税の徴収方法、商品の輸出入に適用される規則及び行政手続の方式は、この条約で当該加盟国が他の加盟国に対して提示する条件よりも有利であってはならない。

第6条

この条約の解釈及び実施に関する加盟国間の

紛争は、当事国間の協議と対話によって解決する。これにより合意に達することができない場合には、紛争は、ユーラシア経済共同体裁判所に付託される。

第7条

加盟国相互の同意に基づき、この条約の変更及び補足を議定書の形で追加することできる。

第8条

この条約は批准を必要とする。

この条約の発効、脱退及び加盟についての手続は、2007年10月26日の「関税同盟の法・条約的基盤を形成する条約の発効、脱退及び加盟に関する議定書」の定めるところによる。

2007年10月6日、ドゥシャンベ市において、同一のロシア語版原本に署名が行われた。

この条約の原本は、この条約の受託機関であるユーラシア経済共同体統合委員会に保管され、各加盟国には保証書付きの写しが配布される。

ベラルーシ共和国大統領

カザフスタン共和国大統領

ロシア連邦大統領

(こいづみ ゆう)